

和光市市民交流スペース メールボックス利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民協働推進センターに登録する市民活動団体（以下、「登録団体」という。）の活動を支援するため、市民活動推進課が管理するメールボックス（以下、「メールボックス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 メールボックスの利用申請を行なうことができる市民活動団体は、登録団体とする。ただし、市民活動推進課長（以下、「課長」という。）が必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 登録団体が利用できるメールボックスは原則1つまでとする。
- 3 メールボックスの利用を希望する登録団体は、メールボックス利用申請書（別記第1号様式）を課長に提出する。
- 4 前項の申請を受け、課長が利用を適当と認め、メールボックスを利用できる団体（以下、「利用団体」という。）に決定したときは、その旨を通知する。
- 5 メールボックスの利用を希望する登録団体がメールボックスの数を超えたときは、抽選により利用団体を決定する。
- 6 メールボックスの利用を希望する登録団体がメールボックスの数に満たないときは、随時利用申請をすることができる。

(利用期間)

第3条 メールボックスの利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、利用できる日時は市民交流スペースの開所日及び開所時間とする。

- 2 各年度の当初に利用登録数がメールボックスの数に満たないときには、利用期間を自動的に更新するものとする。

(利用料金)

第4条 メールボックスの利用料金は、無料とする。

(利用方法)

第5条 利用団体は、自己責任のもとメールボックスを利用しなければならない。

- 2 利用団体は、メールボックスを利用し、当該団体宛の郵便物・配布物等を受け取ることができる。
- 3 市はメールボックスの貸し出しのみを行い、利用上の事故に関し、一切責任を負わないものとする。

4 利用団体は、メールボックスを利用しなくなったときは、速やかに課長にその旨を申し出なければならない。

(利用条件)

第6条 利用団体は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理は利用団体自身が行なうこと。
- (2) 他の団体や個人に権利を譲渡または転貸しないこと。
- (3) 適正な目的以外の目的に利用しないこと。
- (4) 最低月1回程度は配布物等を回収すること。
- (5) メールボックスを損傷したときは、原則として修理に要する費用を負担すること。

(検査)

第7条 課長が必要と認めたときは、メールボックスを検査することができる。

(利用の取消し)

第8条 利用団体が第6条各号の利用条件を守らないときは、課長は利用の停止または取消しをすることができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準の運用は、平成24年7月1日から実施する。

附 則

この基準の運用は、平成26年4月1日から実施する。

第1号様式（第2条第3項関係）

メールボックス利用申請書

平成 年 月 日

和光市市民活動推進課長 あて

団体名
代表者氏名

メールボックスを利用したいので申請します。なお、利用にあたっては、「和光市市民交流スペース メールボックス利用基準」を遵守します。

事 務 連 絡
平成 年 月 日

団 体 名
代表者氏名

メールボックスの利用決定について（通知）

和光市市民活動推進課長

平成 年 月 日付けで申請いただきましたメールボックスの利用について、
利用を決定したため、通知いたします。

なお、ご利用におかれましては、利用基準の遵守をお願いいたします。

備考	郵便物の宛先につきましては、下記のとおりでお願いいたします。 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5 和光市役所 市民協働推進センター 気付 (団体名) 宛
----	--